

司法改革総合センター・東弁歴史研究会 連載

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

第1回 REKIKEN～150周年へ向けてキックオフ！

司法改革総合センター委員長代行 柴垣 明彦 (44期)

突然、「東弁歴史研究会」といわれても？と思われる会員の皆さんも多いでしょう。司法改革総合センターの弁護士自治ワーキングの中に、本年度から設置された研究会（通称「REKIKEN」）です。

ここで質問です。わが東弁はいつ発足したのでしょうか？直ちに答えることのできる方は凄いです。答えは、1880年（明治13年）6月29日です。この日に、東京代言人組合創立総会が開催されたと記録されています。この1880年は、集会条例が公布され、横浜正金銀行が開業した年です。国会開設の詔が出たのは1881年ですから、その1年前ということです。まさに歴史上の出来事です。

その後明治・大正、戦前の昭和を経て、戦後から平成・令和と時代が移りました。この間、わが東弁はどのような歴史を経てきたのでしょうか。

今般、当センターの中で東弁の歴史を研究しようという契機になったのは、「弁護士自治の大切さの共有と承継」についての危機感です。30年前、東弁の会員数は約3000名でしたが、現在は8800名を超え、1万人になるのも時間の問題ですし、60期以降の会員も過半数となりました。日本最大の弁護士会として、全国弁護士会の中心的存在として日弁連を支えてきたと自負する東弁ですが、東弁にどのような先輩がいて、どのような活動をしてきたのかなど、若い会員に限らず中堅以上の会員でも知らない人が増えていると感じます。戦後に獲得した弁護士自治の大切さについても、今では空気のような存在となっているため、その意義を自らの血肉としていくこともなかなか難しいようです。さらには、最近の東弁では、毎年の会員登録人数の減少や財務問題など明るい話題が少ないようにも感じます。

そこで、東弁の歴史を皆で学び、その歴史・活動の成果に確信をもって未来に向かって進んでいこうということです！温故知新です！



左：東京弁護士会・旧会館時代の表札

右：REKIKENのために会員から寄贈された「東京弁護士会百年史」

弁護士自治のない時代、すなわち官の監督下で自主懲戒権などもない困難な時代の中にあっても人権活動に熱心に取り組んだ先人の苦闘。戦後になって獲得した弁護士自治制度のもとで、個別の事件のみならず在野法曹として様々な社会的活動を行うことで、弁護士の評価を高め、市民の信頼を培ってきた先輩の努力。これらの歴史や経験を学び、私たちが弁護士であること、さらには東弁会員であることのプライド、及び、それを共有することで東弁としての一体感を再確認することが目標です。

おりしも、2030年には東弁創立150周年を迎えます。この150周年も視野に入れていますが、とりあえずは、昭和55年発刊の「東京弁護士会百年史」という本文だけで1085頁もある分厚い本を基本書（！）として、この本を輪読しながら、過去を学ぶことから始めます。また、東弁各所に眠っている歴史のお宝の発掘もしていきますが、これらの活動に留まることなく、REKIKENメンバーが出し合うアイデアも取り入れながら、さらに発展させていきたいと思っています。

次号以降のLIBRAでは、東弁の歴史やREKIKENの活動をお知らせしていきます。ご興味をもっていただいた会員の方は、ぜひ司法調査課までご連絡ください。一緒に楽しく活動いたしましょう。